

研究報告

長野県立歴史館収蔵文書の保存と利用

— その歩みと課題 —

樋口 和雄

一 はじめに

長野県立歴史館は一九九四年（平成六）の十一月に開館した。開館前から古文書や行政文書などの収集に努め、開館時には史料約四万点の閲覧公開を可能にした。その後こんにちまでの間、収集と整理が進展し、一般公開できる史料も順次増加した。それら公開史料のあらましは、二〇〇一年三月に作成したリーフレット『文献史料案内』に一覧で示し、利用者に便をはかっている。県立歴史館における資料の保存と活用については、すでに傳田伊史による総括的な報告がある^①。また、行政文書の公開および収集・整理・保存に関しては、梅原康嗣と橋詰文彦がくわしい報告をしている^②。

本稿はこれらの報告内容との重複を避け、古文書書庫・行政文書書庫で保管している史料について、その収集概要と利用状況を紹介する。あわせて、消滅、流失の危機に瀕している文書が多いなか、文書保存のあり方に関する県立歴史館の啓発活動についてもふれたい。

二 収蔵文書の概要

1 原史料の収集および保存

(1) 古文書

県立歴史館の古文書は、寄贈、寄託、購入、移管によって収集している。こうした方法は、開館前の準備室（長野市南俣の県庁西庁舎）段階から変わっていない。最初に受け入れた寄贈文書は、長野市の関川千代丸と米山一政の収集文書で、つづいて諏訪市の吉田能民家文書であった。寄託では、長野市の左治木祥司家文書と佐久市の依田謙一家文書であった。寄贈・寄託の可能性がある県内外所蔵者のリストを作成するなどして、館員が積極的にその交渉にあたった。開館までに一万点以上の古文書閲覧を実現するという目標数値を定めていたことが、収集に拍車をかけた。

二〇〇一年までに受け入れたのは近世文書がほとんどで、中世、戦国文書の寄贈・寄託はきわめて少ない。戦国期以前の古文書の寄贈は、吉田能民家文書と東京都三鷹市の世間瀬忠知家文書、寄託は北佐久郡浅科村の依田尚方家文書だけである。これらの古文書については、井原今朝男の報告にくわしいので、ここではあえて内容にふれない^③。開館前から、寄託契約期間は原則一〇年以上としているが、準備室段階で受け入れた古文書は、まもなく一〇年をむかえる。ただし、寄

託者からの申し出がない限り、自動的に寄託期限は延長される。

一九五〇年代から県立長野図書館の貴重書庫で保管されてきた膨大な古文書は、県立歴史館の開館にあわせて、その大部分が移管されることになった。移管の経過については、『長野県立歴史館収蔵文書目録1・2』で詳述している。

すなわち、双方による数回の協議をへて、一九九四年一〇月に、一般文書・郷土陳列室文書など一三の家別文書の移管が実現した。そ

の文書数はじつに約一万五〇〇〇点にのぼり、県立歴史館収蔵古文書の中心をなしている。丸山史料・飯島文庫・中村家文書については、移管が見送られた。そのおもな理由は、古典籍（和古書）が多いこと、中村家の地元である信濃町が県立図書館での保管を望んだことなどであったという。

古文書の作成地が長野県内で、いったん所蔵者の手を離れて県外へ流出したもののについては、古書店などから買い入れてきた。これは、県立歴史館の「古文書収集要領」にもとづいた策である。準備室段階では、諏訪郡古田村宗門人別帳・筑摩郡潮村文書・高井郡虫生村文書などを購入した。毎年夏と秋に東京都内で開かれる「七夕古典会」「東京古典会」で、いまでも入札のうえ購入している。県外流出文書の多さ、それらの購入の困難さについては、『市誌研究ながの』で丸山文雄が言及しているとおりである。ただし、昨今の入札会に出まわる古文書の多くは、二、三〇年前の古いころに県外流出したもののように見うけられる。

古文書書庫では古文書の作成地を基準にして、地域別に配架・保存している。すなわち、全県関係をゼロ番の棚に、小県郡を一番の棚に、以下旧郡の順に配架



電動のスチール棚に諸史料を収納する行政文書書庫

している。各郡のなかでは、収集・受け入れ順に一番から枝番号を付している。したがって、たとえば、関川千代丸と米山一政が収集した文書は、内容が全県におよんでいることから、ゼロ番が付してある。佐久郡の依田家文書の場合は、二（佐久郡）の一（一番目に受け入れた）番となる。ただし、県立長野図書館からの移管文書は、これらだけをまとめて別に収蔵番号を付している。これは、かつての収蔵場所が一見してわかるようにとの配慮からである。

（2）行政文書等

おもに長野県庁で作成された行政文書は、明治初期からのものが多数保存されている。明治期が約四九〇〇点、大正期が約三三〇〇点もある。これら戦前の行政文書は、長いあいだ長野県総務部県政資料室で保管され、その後、県立長野図書館へ移管された。この間、『長野県政史』や『長野県教育史』、あるいは『長野県史』の編纂事業に活用されてきた。一九九四年、県立歴史館の開館にあたって、これらの行政文書のすべてが移管された。

このほかに、県庁の地下書庫で保管されていた行政文書は、準備室段階の一九九二年から一九九四年に準備室職員が選別収集した。その簿冊数は約五〇〇〇点であった。収集した行政文書は、県立歴史館に運び入れられるようになるまでの間、県立長野図書館で一時保管した。同図書館の三階には、準備室の分室があって、文献史料を担当する嘱託職員四名が常駐していた。このうち一名は図書館から移管予定の古文書を、二名が行政文書を、一名が現代史料を整理していた。文献史料を担当する専門主事三名は、



木製棚に古文書箱を収納する古文書書庫

しばしば図書館の三階分室に出むいて嘱託職員との合同会議をもった。

県立歴史館では、毎年三月と七月の二度、集中的に行政文書収集をおこなってきた。あわせて北信地方事務所と長野地方事務所の文書も収集してきた。これからはほかの現地機関へと、その収集枠が広がることは確実である。

収集した行政文書は、年次順に作成原課別に番号を付して、行政文書書庫で配架・保存している。書庫には、準備室段階から収集してきた行政資料もある。これらは総務部学事法規課行政情報センターの協力で入手したものが多く、長野県が収集または作成した絵図・地図も膨大である。

信濃国絵図・郡絵図・町村絵図のほか、道路図・河川図・架橋図などがある。

道路図などは、その紙幅が数メートルと広いうえに数が三〇〇舗もあるため、ほとんど未整理のままになっている。町村絵図は、郡別に整理番号を付して絵図棚に配架し、行政文書と同様に一般者が閲覧できる。これらの絵図は、諏訪郡の一七九舗を筆頭に、南佐久郡の一六五舗、北佐久郡の一四一舗とつづき、総数は一三三舗にのぼっている。虫損・破損部分がある絵図は、閲覧しやすくするために毎年少しずつ補修してきている。補修点数は二〇〇〇年度末までに九三舗になった。

なお、古文書・行政文書などの収集については、県立歴史館が二〇〇一年一〇月に発行した『文献史料課案内』で詳述している。これには、文献史料課が担当している業務内容も網羅されている。

(3) 現代史料

一九九一年に完結した『長野県史』の編纂では、第二次大戦後の現代史部分は先送りされた。世相の急激な変化は、戦後の史資料をも消滅する恐れがある。県立歴史館はその危機を救うべく、将来を見すえて戦後史料の収集を実施することにした。この収集作業は、すでに準備室段階からはじめられた。

政治・経済・文化に関する戦後の史資料を、県内外から収集することを目的とし、文献史料のほか、写真撮影や聞き取り（音声収録）による記録収集もつづけてきた。これまでに収集できたおもな史料には、県評史料・農地改革史料・女性

解放史料・GHQ史料などがある。国立国会図書館所蔵のGHQ史料は、長野県関係分を複写して、二四〇冊のファイルで整理している。

五〇名余の証言者たちからの聞き取り（音声収録）は、そのつど活字化して記録を残してきた。また、写真撮影した史料のうち、佐久病院関係史料や長野県連合青年団結成時史料などは、紙焼きして冊子一七五冊に製本し、閲覧できるようにしている。準備室段階から史料収集を担当してきた新津新生は、県立歴史館の研究紀要でいくつかの報告をしているので参考にされたい。

(4) マイクロ写真収集

現代史関係では、『信陽新聞』『北信毎日新聞』『長野県統計書』などの史料を一一八本の長尺フィルムに収めて収集している。そのほか「長野県連合婦人会史料」などを三五ミリマイクロフィルム七一三本に収めている。近年、現代史関係の史料は、簡便で手軽な三五ミリマイクロフィルムで収集するようになった。

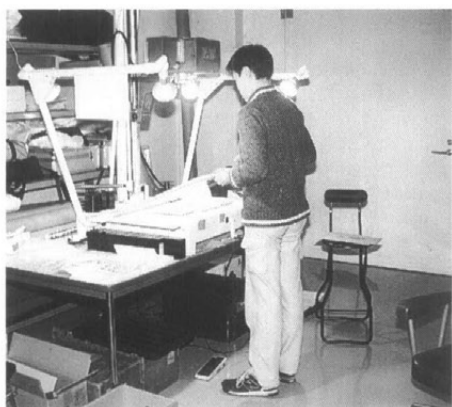
古文書は、県立長野図書館蔵の中村家文書の三六リールを最多として、県立歴史館蔵の今井家文書の三二リールなど、あわせて長尺一九五リールがある。このフィルムをもとにして紙焼きし製本してきた。現在、斎藤家文書・細田家文書などあわせて一九三冊ができています。

現代史・古文書以外では、『神社明細帳』『長野県人口調査』など、長尺でつこう七九リール分の史料を収集、保存している。マイクロフィルムと冊子は、行政文書書庫で保存しているが、閲覧室で閲覧と複写が可能である。

2 紙焼き写真史料

(1) 『信濃史料』関係史料

『信濃史料』の編纂に使用した写真史料は、県立歴史館の開館を



文書のマイクロフィルム撮影
(2000年県立歴史館スタジオ)

想定して、一九九三年九月に信濃毎日新聞社から寄贈を受けた。その事情は同社内に編纂室があったこと、関連史料を同社が所有していたことによる。寄贈にいたる経緯などに関しては、大きく報道された九月二六日づけの同社の新聞記事に詳しい。また、同月二九日には、同社社長から長野県知事へ寄贈が実現したことを、紙上で報じている。

編纂のために撮影されてから五〇年以上を経たフィルムは、劣化が進んでいたため準備段階で業者に委託して洗浄した。ガラス乾板写真は割れる恐れもあったので、三五ミリのフィルムに焼き直した。これらをもとに、年次計画でB五判大に紙焼きし、ファイルして冊子製本した。いまでは写真史料の冊子製本はすべてが完了し、郡別に冊子あわせて三六三冊ができている。南佐久・下伊那・諏訪の史料については、件名目録もある。こうして容易に閲覧できるようになった。ただ残念なことに、当時の写真技術はこんにちほどの精度がないためか、史料によっては写真の映りがぼやけている。

(2) 『長野県史』近世・近代文書写真史料

『長野県史』を編纂するために使われた近世・近代文書写真史料は、準備室での保管後、ひきつづき県立歴史館で保存することになった。A五判大で紙焼きされた近世文書の枚数は約六五万点（近代分は未確認）で、ファイル冊子は近世、近代それぞれ約一万一〇〇〇冊という膨大な量にのぼっている。近世分は所領別に、近代分は内容別に行政文書書庫の棚に配架・保存している。

これらのうち近世分は編纂段階ですでに目録が作成済みで、閲覧を大いに助けている。目録は近世史料編の編集に沿って、手書きではあるが全部で九巻二二冊ある。目録作成には二名がかりで五年を要したと聞いている。県立歴史館ではこの手書きをもとにパソコン入力して、目録の新装を計画している。

なお、近代分の件名目録は、地租改正・農業・林業など一一冊はできている。もちろんこれらですべてではなく、いまだに完了していないのが現状である。閲覧は可能だが、利用者には若干の不便を強いている。目録の作成には、多大な作業量がともなう。そのため、いまのところ作成に取りかかるめがたないでい

る。

(3) 『長野県政史』『長野県教育史』文書写真史料

『長野県政史』の執筆のために収集された写真史料の冊子は、約一〇〇〇冊ある。また、本文中に掲載されたものを含む写真約三五〇〇枚は、一九九九年一月に県立長野図書館から移されて、いまでは県立歴史館が所蔵している。これら貴重な写真は、新聞・雑誌・書籍等への掲載にしばしば利用される。こうした場合、貸し出すこともあるため、最近になって写真のデュープを作成した。写真は現在整理中である。

県立歴史館には、各学校をはじめ教育関係機関が所蔵する教育史関係史料（約一万三〇〇〇点）の写真も収蔵されている。これらは所蔵者別にファイルして、行政文書書庫で保管している。小中学校の統廃合をしばしば耳にするが、史料の散逸が危ぶまれるところである。そうした点からも、県立歴史館が保存している写真史料は貴重である。

三 史料の閲覧と利用の状況

1 利用実態

(1) 開館当時のようす

県立歴史館が開館した当時は、文献史料の閲覧者は少なく、むしろ収蔵庫の視察者がたいへん多かった。これは収蔵庫を積極的に公開したことにもよる。収蔵庫は職員の立ち合いのもとでないと公開できないが、この公開によって行政文書と古文書の存在をアピールでき、文書館的機能をもつ施設であることの啓発につながった。

文書の閲覧者が少なかったのは、その機能が周知されていなかったことと、しっかりした文書目録ができていなかったことが原因であった。また、県立長野図書館からの移管文書や『長野県史』写真史料について、県立歴史館で公開してい

平成13年閲覧状況

月	閲覧者 (人)	古文書	県史写真史料 (近世)	行政文書	教育史	絵図	現代史	行政資料・ マイクロ他	計 (点数)
1	13	6	63	94	0	8	5	15	191
2	21	68	85	36	0	2	0	0	191
3	38	85	110	195	0	4	0	0	394
4	9	12	1	23	0	0	7	0	43
5	15	12	0	37	0	3	8	0	60
6	16	24	3	58	0	0	8	0	93
7	20	21	51	140	0	0	0	7	219
8	32	50	38	83	21	1	0	70	263
9	20	18	41	55	40	0	0	6	160
10	21	22	26	44	0	30	7	14	143
11	24	79	23	31	18	12	5	8	176
12	9	9	1	9	5	0	0	13	37
計	238	406	442	805	84	60	40	133	1970

ると、閲覧者が多い時期は、きまって三月と七、八月である。これは閲覧者の層が影響している。つまり、学生や教員が、春と夏の休暇を利用して訪れるためである。思いのほか少ないのは、四月と五月である。これは新年度の生活、あるいは自治体の編纂事業などが軌道に乗らない時期であるためだと考えられる。

二〇〇〇年、二〇〇一年の県内閲覧者を地域別にみると、地理的条件やアクセスのつごうから、更埴市、長野市を中心とした北信の方が多い。全体としては県内者が多いものの、県外者の閲覧もある。二か年だけでみても、西は佐賀県・高知県・兵庫県・大阪府・京都府から、東は北海道・秋田県・宮城県・茨城県からの閲覧者があった。県外では東京都の方がいちばん多い。はじめて県外から訪れ

ることが知られていなかったことに よる。利用者から「県立長野図書館に問い合わせたら、古文書が歴史館に移っている」と教えられたが、それはほんとうか」という問い合わせがしばしばあった。最近ではそうした問いは少なくなった。

(2) 近年の利用動向

一九九五年の文書閲覧者(借用などの利用者を含む)にくらべて、二〇〇一年の閲覧者はかなりふえている。この現象は、いうまでもなく県立歴史館の収蔵史料の存在が知られるようになった現れである。開館以後のようすを観察す

る方は、たいいてい史料の存在有無をあらかじめ確認される。むろん館員もその対応・返答は十分おこなっている。

閲覧者は年配者が多いこと、常連が多いことも傾向としてある。生活時間のゆとりを文書による調査・研究にいやしていただけたことはうれしい。いちど利用していただくと、その後何度も訪れていただいている。それだけ期待されているし、期待に応えられる史料があることも誇りである。

(3) おもな利用目的

閲覧者の利用目的として第一にあがるのは、市町村史の編纂である。そのほか、卒業論文、修士論文あるいは地域調査などの個人研究、ほかには講座のテキスト資料を求めている閲覧、博物館の学芸員による展示資料調査などがある。府県政史・蚕糸業史・林業史・発電水利史・災害史・教育史などに関する調査・研究のための閲覧が多い。これは県立歴史館の収蔵史料の特徴を示している。

市町村史の編纂がすんだところでは、地区史を編纂しようとする動きが少しずつでている。研究者以外の利用目的では、地区史編纂のために、村絵図や村の堂・宮、人別などに関する史料の閲覧が多い。また、学校史編纂のために、学校設立当時の行政文書を閲覧する教員もいる。史料の原本にあたって、史実にそくして執筆しようという心意気が伝わってくる。こうした閲覧には、さらに関連史料を紹介するなど、よりいっそう懇切に対応してきている。

2 利用頻度の高い史料

(1) 近世、近代写真史料

とくに利用の多い史料としてあげられるものに、『長野県史』近世、近代写真史料がある。長野県内各地の史料、あるいは長野県の歴史に関する史料がくまなく写真史料で収集してある。これらの多くは『長野県史』の史料編に収録しきれなかった文書史料で、特に閲覧者の関心を集めている。目録検索によって閲覧が可能であるため、研究者の絶好の史料となっている。松本市・上田市・長野市・佐久町などでは、自治体史編纂のために、県立歴史館の三五ミリネガフィルムを

もとに、町村の關係分を新たに紙焼きしている。

これらの写真史料の閲覧は、二〇〇一年だけでも約五〇〇件に及んでいる。先にもふれたが、この史料はA五判に紙焼きしたものを、冊子に仕立てにして紐でとじこんでいる。史料の冊子数は、近世、近代それぞれ約一万一〇〇〇冊、あわせて二万二〇〇〇冊と多いため、出納にまでまどることさえある。県立歴史館ではこれらの史料は第二次史料であるとの判断から、申請によって電子式複写（有料）も認めている。

（2） 寺社関係文書

地域の歴史解明に取り組んでいる方に、たいへん人気の高いのが寺社に關係する文書（行政文書に含まれる）である。一八七三年（明治六年）から一八七九年にかけての史料で、『寺院廃却届』『信濃国神社明細帳』などがある。

これらは長野県が町村に提出を命じて収録したもので、長野県の貴重な歴史史料である。作成当時から地方別に分類されているために、閲覧利用者にとってはたいへんつづがよい。地区史の編纂や公民館活動による地域史研究の好史料として利用されている。寺社の図面が添付してあるので、史料の利用価値は高い。

これらの史料は小さな寺、宮についてもくわしい。いまではその存在が失われたという寺社もあり、廃仏毀釈、廃祠・廃堂の研究に役立つ。これらの史料を使った橋詰文彦の緻密な研究もある。⁷⁾ 長野県神社庁（長野市城山）は、一九九四年にマイクロフィルムに収めた。そのとき、県立歴史館にも一式デュープ（複製）を寄贈いただいたので、マイクロリーダーによる閲覧もできる。

（3） レファレンス

史料の存在有無、史実の確認などに関する問い合わせも多い。県外の個人から、また県内のマスコミからの問い合わせが目立つ。これに対応することも館員のだいたいの仕事である。歴史館所蔵の史料を書物に掲載したいが可能か、こういう史料を撮影したいが歴史館にあるか、といった問い合わせが、毎日のように電話で飛び込んできている。わざわざ出歩いて古文書の解説を依頼する方もある。

これまでは、難問をあげせられて館員が四苦八苦したこともままあった。史

料目録で確かめたり、歴史図書で調べたりと、対応にはけっこう手間がかかる。

それでも存外、その対応をおして新知見を得ることも多く、よい研修の機会にもなっている。県立歴史館では、総合情報課がおもにレファレンスの対応にあたり、内容によって考古資料課と文献史料課が応じている。館の内部では、一応のすみ分けをして対応しているため、利用者に戸惑いと迷惑をかけることもあった。

四 保存と利用の啓発活動

1 講座の開設

（1） 古文書講座

県立歴史館では一九九五年度から古文書講座を開設した。近世文書をおもなテキストとし、初年度は三〇名の参加があった。通年の申込み制で、若干のテキスト代を負担していただき、年に一〇回実施することにした。埼玉県や群馬県



市河文書を学ぶ（2001年古文書解読講座）

書館では、東京から大学の教官らを招いて講座を開設していることは承知していた。だが、当時まだ長野新幹線も開通していないこともあって、他県のような体制はとれず、講師は館員が務めることにした。

受付、机配置などの準備は、しだいに受講生にまかせるようにして、自主的な活動へと移行させていった。班の編成、準備の当番制を取り入れたことによって、受講者間の親交もしだいに深まってい

った。意欲を高めていくために、一九九六年度には皆勤・精勤賞の交付を試みた。年一〇回のうち八回以上出席した受講者に、最終日に館長名で交付した。なかなか盛りあがった瞬間だった。翌年もつづけての受講が多くなって、生涯学習の場にしていきたいという館員の願いが、少しずつ形になって現れてきた。

受講者から中世文書も加えてほしいとの要望があり、二年目の一九九六年度からは年に二、三回は取りあげることにした。古代史の史料もおもいきって導入した。受講希望者がふえる傾向にあったこと、内容が専門的になったこともあって、一九九八年度からは入門講座と解説講座に二分して開講することにした。年間の回数を少し減らして、二講座それぞれ六回ずつとした。一九九五年度からはじめた古文書講座は、すでに七年つづいている。開講以来、受講歴七年は七名、六年は八名、五年は四名と、受講常連者ができてすっかり定着している。

内容や講師陣なども検討をかさねてきている。二〇〇〇年度と二〇〇一年度には、信州大学の教官を講師に招き、より専門的な見識にふれる機会をもうけた。また、軸物・巻物の取扱い方や江戸時代の貨幣についての講義を取り入れたこともあった。このように内容に変化をもたせたことは、なかなか好評であった。近年は自主学習を望む声もあり、館内で会場の提供が求められている。

(2) 文献史料保存活用講習会

文献史料の保存について啓発をすすめるため、一九九五年度から年に二度、県内史料保存機関の勤務職員向けに保存活用講習会を開催してきた。文書の保存箱



保存箱作りに挑戦 (2000年文献史料保存活用講習会)

作り体験、外部講師を招いての講演会などがおもな内容である。毎回四、五〇名の出席を得て、各機関の取り組みの情報交換や実践発表もおこなってきた。とくに一名で史料の保存に取り組んでいる担当者にとっては、不安の解消といった点でも効果が大きかった。

自治体史の編纂事業に携わっている方がたの参加もあった。自治体史の編纂と史料保存は密接不可分であるが、これまで、本ができれば使った史料、収集した史料については、存外放置されたままであった。それを反省しつつ、それぞれの編纂室ではどのような保存の取り組みをしているか、その情報交換をしていた。

2 文書保存を考える自主的な動き

(1) 史料協の設立と全史料協大会の開催

文献史料の保存活用講習会を開催していくあいだに、長野県にも史料保存活用のネットワークが必要だという声が生まれた。埼玉県の先駆をはじめ、群馬県や新潟県といった隣県には、すでにネットワーク組織があった。そうした取り組みに学びながら、長野県にも組織をという願いであった。一九九九年一月には、信州大学人文学部の笹本正治教授を講師に「文献史料の問題点」と題して講演会を実施した。史料保存とネットワークの大切さを再認識し、組織の誕生がまじかに迫っていることを感じた。

長野県史料保存連絡協議会(通称「長史料協」)は、二〇〇〇年の六月一二日に誕生した。総会が県立歴史館で開催され、役員及び事業計画、予算案の承認などがおこなわれ、大きな期待のもとに船出できた。はじめての研修として、国際資料研究所の小川千代子代表を招いて「史料保存の今―世界・日本・長野―」と題した講演会を実施した。同年一〇月には国文学研究資料館史料館の青木睦助手の二〇〇一年六月には長野大学の井出嘉憲学長の講演会を開催した。年一回の会報の発行とともに、『長野県史料協ニュースレター』の発刊も第三号までつづいている。このように、長史料協は着実に実績をかさねつつある。長史料協のこうし

た動向は、『文献史料課案内』でくわしくふれている。

二〇〇〇年の四月、全国歴史資料利用保存機関連絡協議会（通称・全史料協）の会長から、長野県での全国大会開催の依頼を受けた。県内での開催に不安があったが、大会招致に幾分か安心感がもてたのは、長史料協の存在である。館内の協議を経て、大会招致を承諾し準備にかかった。おもに担当したのは、文献史料課である。

二〇〇一年の一月七日から三日間、長野市若里文化会館をメイン会場に、県社会福祉総合センターと県立歴史館および松本市文書館を会場に開かれた。全国から三四〇名余が集まり、盛会のうちに無事終了した。準備段階から直接に多くの事務を負ったのは、県立歴史館と松本市文書館の職員を中心に組織した長野県実行委員会であった。大会当日は長史料協会員の支援、協力が大きかったことは言をまたない。

長野県博物館協議会、長野県図書館協議会、長野県学芸員懇話会といった類似のネットワークがあるなかで、長史料協は今後、史料保存のために独自の役割を果たしていかなければならない。また、ほかの組織との連携を考えていく必要がある。

（2）古文書演習講座の開講

県立歴史館には未整理古文書が相当数ある。いつまでも放置しておくわけにはいかないと考えるのは、史料保存機関の職員として当然であろう。県立歴史館では、一名の館員が一年間に整理できる古文書は、せいぜい三〇〇〇点ほどである。年をおうごとに収蔵古文書数がふえる現状にあって、これではなかなか整理が追いつかない。

一九九九年度の最終古文書解説講座の折、「三年以上にわたって古文書講座を受講しているベテラン」という条件で、ボランティアでの古文書整理を呼びかけた。さっそく七名（うち女性一名）の方の申し出があり、しかも無報酬ということに快諾が得られた。そんななか、学芸部の内部からは、「県立歴史館にボランティアはなじまないのではないか」という声も聞かれた。

そこで、名称を「古文書解説演習」とし、目録作成を兼ねる方法をとることにした。しかも期間は冬期に限定した。毎週三日、午前九時半から四時まで、三日ほど実習室（現長野県人権啓発センターの一部）を開放した。こうして更級郡寺沢家文書の整理が順調に進んだ。七名が互いに教えあう形ができ、館員との交流も深まった。

翌二〇〇〇年も募集したところ、前年のメンバーにさらに五名加わって一三名にふえた。なかには「未熟なわたしでもよかったら加えてほしい」という申し出もあって、いっそう勇気づけられた。この年は、佐久郡岩村田宿の依田家文書の整理をおこなった。新たに一三冊の『古文書解説辞典』を用意し、解説に便宜をはかった。古文書解説の熟達者による目録とりは、なかなか白熱した。難読文字をお互いに追求しあう姿がみられ、名実ともに演習であり、生涯学習の真髄に直面した感があった。休憩時のお茶の時間は、きまって歴史の話題に花が咲いた。

開始してから三年目になる二〇〇一年度には、演習を二本立てにすることにした。つまり、入門講座の方がたによる演習入門編も開設したのである。応募者は一三名（うち女性四名）あった。この方がたには、松本藩大庄屋清水家文書の整理に協力いただくことにし、さっそく、古文書の収納箱作りからはじめた。古文書の正しい扱いと保存の方法を知っていただくと考えたからである。

もうひとグループの演習講座は、解説編とした。一三年度は、なんと二七名（うち女性四名）もの応募があった。たいへんな盛況ぶりだ、



文書を整理する（2002年古文書解説演習）

うれしい悲鳴をあげている。

古文書の目録がなければ、閲覧公開に応じられない。多くの積み残しの古文書を、できるだけ早く公開にこぎつけた。そのためには、献身的に協力いただける方がたのこうした力と支えが、どうしても必要である。

(3) 古文書愛好会の設立

古文書の解読を縁に、県立歴史館に何度も足を運んでもらいたいと願う館員と、解読に意欲的な有志の方がたとの気持ち一致して、通年の活動をめざす愛好会の設立気運が高まった。発起人は、二〇〇〇年と翌年の冬場、演習講座に参加した方がただった。二〇〇一年の冬期、愛好会設立の準備にとりかかった。活動内容、会費、役員、会員の特典などについて検討し、会則案を作成した。

二〇〇一年五月、第一回古文書講座の終了後、「長野県立歴史館古文書愛好会」が発足した。発足時の会員は八三名で、会費は年額五〇〇円とし、会員証を発行することにした。総会、役員会の開催、古文書探訪の旅、研修会の実施などが活動内容となっている。役員の任期は二年で、古文書講座の常連受講者が役員に選出された。二〇〇一年度は諏訪市博物館・高遠町立歴史博物館、同図書館への古文書探訪を実施した。参加者は四〇名で貸切りバス一台。参加費五〇〇〇円は個人負担である。事前にそれぞれの機関へ閲覧申請をしておいたため、貴重な古文書を特別に閲覧することができた。たいへん好評な研修であった。

会員には県立歴史館でおこなわれる各種講座や講演会の案内を通知している。県立歴史館にはいまのところ「友の会」という組織はない。小さな動きではあるが、古文書愛好会がそれにあたる組織となっている。リピーターとして、あるいは館の広報活動を助ける存在として貴重な会である。

3 目録の刊行と配布

(1) 行政文書目録と絵図目録

県立歴史館では、すでに『長野県行政文書目録』を四冊刊行している。⁽⁸⁾一冊目は、明治・大正時代の行政簿冊を収録している。二冊目は一九二六年から一九四

六年まで、三冊目は一九四七年から一九六五年までの行政簿冊を収録している。四冊目は一九四七年から一九七〇年までの行政簿冊で、三冊目の補遺としての役割をもっている。

このほかに、『絵図・地図目録』を一冊刊行している。膨大な量の絵図・地図であったため、目録の作成にはかなりの時間を要した。ここでいう絵図・地図は、長野県がかつて収集したもの（行政文書の一部）に限っており、古文書群にまじったものは目録には収めていない。中心は明治前期に町村で作成されたものだが、絵図には、江戸時代に作成されたものも多い。目録を公開したことによって、閲覧者がふえている。

(2) 古文書目録

古文書目録はこれまでに四冊刊行した。一、二冊は県立長野図書館からの移管文書のみ目録である。一三の家分け古文書を収録している。三冊目は米山一政と関川千代丸の収集古文書の目録である。四冊目は、北信濃関係の古文書目録で、水内郡柏原村中村家、同郡西大滝村斉藤家、高井郡虫生村野崎家の古文書を収録している。

刊行にはこぎつけていないが、仮の目録ができているものも多い。これら仮の目録は閲覧室に置くだけで、関係機関へは配布していない。閲覧室にあるリーフレット『文献史料案内』をみれば、目録の有無がわかるようになっていく。ここ一、二年のうちには、とりわけ点数の多い佐久郡岩村田宿依田家文書・更級郡岡田村寺澤家文書・松本藩大庄屋清水家文書の目録も公開したいと考えている。

(3) 目録のおもな配本先

これまでに刊行している行政文書目録四冊と古文書目録四冊は、広く研究等に資するため、各方面へ配布して活用いただいている。これらの目録は、県内の一二〇の教育委員会、一三〇余の歴史資料保存施設に送付している。さらに、国立・都道府県立および政令指定都市の文書館・博物館・図書館にも送付している。その数はあわせて約五七〇箇所になる。発行物の相互交換を希望する県外の機関へも送付し、互いの便宜をはかっている。ただし、県立歴史館の送付手順のつこう

で、発刊後やや日数がかかっているのが現状である。

目録の存在を知って、全国各地から入手したい旨の問い合わせがある。個人には送付していないが、大学の図書館、研究室等の機関には、依頼文によって送付するようにしている。

五 おわりに

史料の保存・利用に関して、県立歴史館ではいくつかの課題をかかえている。これまでに述べてきたことを整理しながら、今後解決していきたいことを五点あげる。

(1) 寄贈などで収集、蓄積する古文書は、年々ふえるいっぽうである。そのため、目録の作成等の整理が追いつかない現状にある。「急を要するものではないから、その遅れはやむを得ない」とする考えもある。だが、破損・劣化のある古文書を目の前にして、放置しておくことは保存機関の怠慢であろう。できるだけ早く閲覧利用を可能にすることが県立歴史館の責務だと考える。

(2) 準備室段階の構想では、史料集の刊行を視野にいれていた。しかし、古文書の整理も遅れがちな現状では、当面手をつけることができない。むしろ新たな予算措置も必要になる。館外の有識者の協力を得て史料集を発刊している松本市文書館の実践に学べば、古文書演習講座や古文書愛好会のメンバーへ協力を依頼するという手段も考えられる。

(3) 『長野県史』編纂の過程で収集した写真ネガフィルム約四五〇〇本は、そろそろ劣化がはじまっている。空調の調ったフィルム保管庫で保管してはいるものの、このままではやがて使えなくなる恐れがある。先人の努力と文化遺産をみすみす損じるわけにはいかない。フィルムのデュープを作るのには相当な費用がかかる。きびしい県財政の渦中にあっては、とりあえずフィルムを洗浄して急場をしのぐほかない。なるべく早くとりかかりたい事業である。

(4) IT時代になって、デジタル画像での史料閲覧が実現すれば、これほど便利なことではない。県立歴史館の収蔵史料は膨大であるために、経費の点で困難なことから、しばらくは手がつけられそうにない。ただし、コンピュータによる文書検索システムは、館員の手で作れそうである。各方面からの、また時代のニーズに応えるためにも、早く手をつけていかなければなるまい。

(5) 新収集文書の紹介も十分には実現できていない。館収蔵の文献史料は、可能な限り夏・秋の企画展で展示する機会をもっているが、他県の文書館で常時おこなっている公開展示に比べると、その点数は比較にならないほど少ない。最新情報の広報および共有化という点で、だいに考えなくてはなるまい。富山県の公文書館では新収蔵の史料をローテーションで展示しているが、そうした試みに学んで実現させたいと願うものである。

県立歴史館の文献史料課にも、ここ数年のあいだに小さいながらも進歩と変化があった。記憶は記録しておくことによって残り、そして伝わるものである。本稿は文献史料課の一員として直接かかわった立場から、開館以来の取り組みについてそのあゆみを記した。今後は、さらに利用者の声に耳を傾けながら、保存と利用のありかたを検討していきたい。

注

1 傳田伊史「歴史系総合施設における資料の保存と活用―長野県立歴史館の現状と課題」(『長野県立歴史館研究紀要』第七号、二〇〇一年)。

2 梅原康嗣・橋詰文彦「長野県立歴史館における行政文書の収集、整理・保存」(『長野県立歴史館研究紀要』第五号、一九九九年)、梅原康嗣・橋詰文彦「長野県立歴史館における行政文書の公開―本籍記載文書の非公開期限設定の試み」(『長野県立歴史館研究紀要』第六号、二〇〇〇年)。

3 井原今朝男「長野県立歴史館所蔵の中世文書について」(『古文書研究』第四六号、一九九七年)。

4 丸山文雄「県外流出文書と史料保存―長野市域の流出文書をめぐって」(『市誌研究』

がの』第八号、二〇〇〇年)。

5 新津新生「長野県における賠償指定工場—GHQ文書にみるアメリカ占領政策」(『長野県立歴史館研究紀要』第二号、一九九六年)、同「長野県における賠償指定機械と朝鮮特需」(『長野県立歴史館研究紀要』第四号、一九九八年)。

6 近世文書の枚数は、『長野県史をふりかえる』(『長野県史をふりかえる』発行人会発行、一九九二年)によった。なお、開館当時の資料内容と数値については、小平千文が「長野県史編纂後における文書館機能を中心とした長野県立歴史館の役割」(『地方史研究』第二七一号、一九九八年)で詳述している。

7 橋詰文彦「旧長野県水内郡における廃寺廃堂の実態」(『信濃』第五〇巻一一号、一九九八年)、同「村堂の僧尼たち—明治六年水内郡下の諸相—」(『長野』第二〇九号、二〇〇〇年)。

8 県立長野図書館では、一九七七年(昭和五二)に刊行された『長野県公文編冊及び行政資料目録』(長野県総務部文書字事課)を使っていた。この目録は、一九六六年(昭和四一)に第一集として明治編が、一九六九年(昭和四四)に第二集として大正編がだされたものを集成したものである。県立歴史館では、これらの目録を参考にして新たに『長野県行政文書目録』(一〜四)を刊行した。

9 松本市文書館では、『松本市文書館史料第一集—御用留』(二〇〇〇年)と『松本市文書館史料第二集—天保四年違作書留帳—』(二〇〇一年)の二冊を刊行している。古文書の解読作業は館外の地元協力者によるという。